

広島県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和六年四月一日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次大和線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
三次市上田町一五八八番一地从先から 三次市上田町一六一七番一地从先まで			九・五〇〇 五・一〇〇	三三五・三〇〇	
			一二・二〇〇 四五・六〇〇	三三五・三〇〇	拡幅